

# 金沢市 A I ・ D X 推進支援事業補助金申請要項

## 1. 制度の概要

本市の中小企業等に対して、それぞれの課題に即した最適なシステム導入計画の策定を支援し、A I ・ D X の実装までを伴走支援することで、業務の効率化や生産性の向上につなげることを目的とします。なお、この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

## 2. 補助対象事業

業務の効率化や生産性の向上を念頭においたシステム等の導入にかかる計画の策定に必要となる経費及びシステム等の導入に必要な経費について補助金を交付します。

ただし、次のいずれかに該当する事業でないこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) この補助金以外の補助金その他これらに準ずるものの交付を受けている事業<sup>(注)</sup>
- (4) その他市長が当該 A I ・ D X 推進支援事業の趣旨に合致しないと認める事業

注. 同一事業内容で国、県、市、その他公的機関から補助金等、資金助成の交付及び交付決定を受けている事業は対象事業とはなりません。

## 3. 補助対象者

次の各号に該当する者をいいます。

- (1) 申請日以前に引き続き 1 年以上、市内に主たる事業所又は生産施設を有する中小企業者又は小規模企業者<sup>(注)</sup>
- (2) 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当し、その該当した事実があった後 2 年を経過しない者
  - ② 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領（平成 19 年 4 月 1 日決裁）に基づく指名停止期間中である者
  - ③ 市税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定を受けている者
  - ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の決定を受けている者
  - ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産手続開始の決定を受けている者
  - ⑦ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

注. 登記上だけでなく、事業活動の実体として主たる事業所又は生産施設が市内に存在することが要件となります。

なお、この補助金において、中小企業者とは中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める会社・個人をいいます。ただし、次のアからカのいずれかに該当する中小企業者は補助対象者から除きます。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- カ 募集開始時点において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 1 5 億円を超える中小企業者

(注) 資本金及び従業員数がともに次の表の数字を超える場合、大企業に該当します。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記大企業の規程を適用しません。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

【中小企業基本法による中小企業の定義】

業 種	資本金又は従業者数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
小売業	5千万円以下 又は 50人以下

また、小規模企業者とは中小企業基本法第2条第5項に定める会社個人をいいます。「おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者」です。ただし、カの要件に該当する小規模事業者は除きます。

#### 4. 補助対象事業区分

##### (1) 【1年目】A I・D X推進計画策定事業

###### ① 補助事業内容

A I・D Xに係るコンサルタント事業者による次の全ての要件を満たす伴走支援を受けて行う事業に対し補助します。

ア デジタル技術の基礎的な知識の取得、社内D X推進マインドの醸成

イ 現況把握（業務の棚卸し、経営課題の整理）、体制整備

ウ 目標設定、A I・D X推進計画の策定

###### ② 補助内容

令和8年度

補助対象経費の3分の2 ※10,000円未満の端数切捨て（上限額 1,500千円）

令和9年度（予定）

補助対象経費の2分の1 ただし小規模企業者は3分の2

※10,000円未満の端数切捨て（上限額 1,500千円）

###### ③ 補助期間

交付決定日から令和9年2月26日（金）まで

###### ④ 補助対象経費

経費区分	内容	備考
委託料	4(1)①のア、イ、ウの実施にかかるコンサルティング費用 ※テスト実施にかかるコンサルティング費用も含む	補助対象期間を超える契約の場合は、補助対象期間終了日までを対象とする。

###### ⑤ 留意事項

2年間の取組みが必須となります。1年目のみの取組みはできません。

##### (2) 【2年目】A I・D X導入事業（令和9年度実施予定）

###### ① 補助事業内容

A I・D X推進支援事業内「【1年目】A I・D X推進計画策定事業」での支援を受け、策定したA I・D X推進計画に基づくシステム等導入の取組みに関する事業に対し補助します。

###### ② 補助内容

補助対象経費の2分の1 ただし小規模企業者は3分の2

※10,000円未満の端数切捨て（上限額 2,000千円）

③ 補助期間

令和9年度より実施予定

④ 補助対象経費

経費区分	内容	備考
備品購入費	補助事業のために使用する機械・装置、工具・器具、専用ソフトウェア・情報システムの購入に要する経費	機械設置・設定作業費については、備品購入費から除外。委託料にて対応すること。
使用料及び賃借料	補助事業のために使用する機械・装置、工具・器具、専用ソフトウェア・情報システムの借用に要する経費	補助対象期間を超える契約の場合は、事業完了日時点で支払済の金額のうち、最大で3年分に相当する額を対象とする。
委託料	事業実施のためにかかるシステム設計・構築費、機器設置・設定作業費	補助対象期間を超える契約の場合は、補助対象期間終了日までを対象とする。
設置工事費	機器の設置に伴う工事費	
その他	その他市長が必要と認める経費	

## 5. 補助対象経費にかかる注意事項

※ 補助対象経費は以下のすべてに当てはまるものとし、消費税を含みます。

- ① 本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって契約内容、購入品、金額等が確認できるもの
- ② 交付決定日以降、補助期間終了までに要し、支払いが完了するもの
- ③ 企業または代表者が支出したもの

※ 以下は補助対象外経費（補助対象とならない経費）とします。

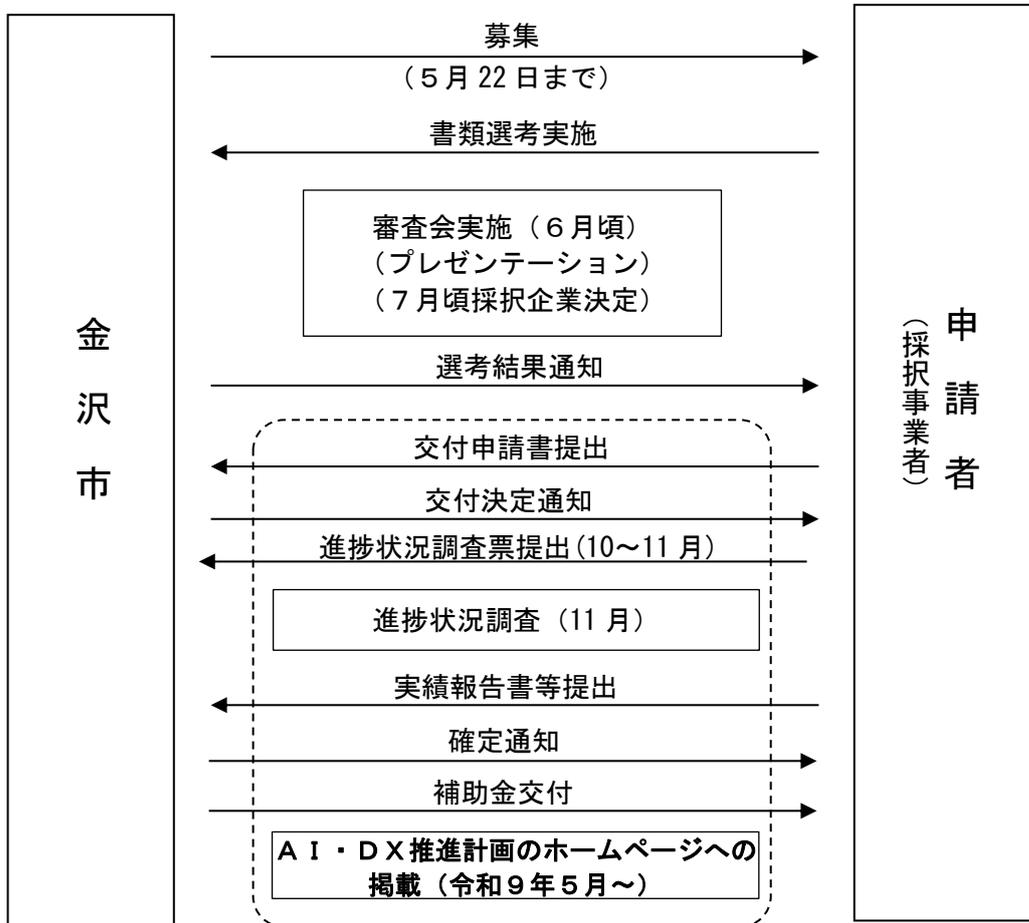
- ① 交付決定日より前に発注を済ませている経費
- ② 振込手数料、送料
- ③ その他上記補助対象経費に該当しない経費

※ 申請時に経費内訳の提出が必要となります。

## 6. 補助金申請から交付までの流れ（点線枠は採択事業者）

### ○【1年目】AI・DX推進計画策定事業にかかる募集

募集期間：令和8年3月16日（月）から5月22日（金）まで



#### (1) 申請方法

以下の書類を金沢市 経済局 産業政策課あてメールで提出してください。（紙資料のものもスキャン等によりデータ化した上でメールにて送付をお願いします。）

提出先：sansei@city.kanazawa.lg.jp

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 経費明細書（様式3）
- ④ 市税滞納有無調査承諾書（様式4）
- ⑤ 定款

注. 個人事業主の場合は、確定申告書（第1表）、納税証明書の写し等、事業を行っていることが示されている書面を提出してください。

## ⑥ 登記事項証明書

注. 提出日より3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。

注. 個人事業主の場合は、確定申告書（第1表）、納税証明書の写し等、事業を行っていることが示されている書面を提出してください。

## ⑦ 財務諸表

注. 直近2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表を提出してください。

### 提出データの名称について

データをメールに添付する際の名称は以下のとおりとしてください。

- ① 【株式会社〇〇】応募申込書 ※Word形式で提出してください。
- ② 【株式会社〇〇】企画提案書
- ③ 【株式会社〇〇】経費明細書
- ④ 【株式会社〇〇】市税滞納有無調査承諾書
- ⑤ 【株式会社〇〇】定款
- ⑥ 【株式会社〇〇】登記事項証明書
- ⑦ 【株式会社〇〇】財務諸表

## (2) 選考方法・選考基準等

### ① 選考方法

金沢市AI・DX推進支援事業審査会において書類選考及び審査会でのプレゼンテーションを実施し、その意見を聴いて補助事業の採択の可否を決めます。（書類選考を通過した申請者は審査会において、申請書類及び事業計画等について説明を行っていただきます。）

なお、審査会は非公開で行われ、選考経過に関する問い合わせには応じられません。

プレゼンテーションは、企画提案書の「2. AI・DX（デジタル化）の現状・課題等」、「3. AI・DX推進支援事業の必要性と事業終了後（課題解決後）のビジョン」を基に説明していただきます。説明に用いる資料を別途パワーポイント等で作成し、スクリーンに投影し、説明してください（紙の配布は不可）。また、別途作成した資料の内容は、すべて企画提案書に記載した範囲内の説明にとどめるものとし、企画提案書の内容に反するものや、企画提案書の内容を超える説明がなされた場合でも、その内容が採点の対象となることはありません。（ただし、質疑応答の際に企画提案書に記載のない事柄について問われた場合は、この限りではありません。）

### ② 選考基準

選考は以下の選考基準により採点を行い、予算の範囲内で採択を決定します。

**※内容等により補助金額を減額して採択する場合や条件付で採択する場合があります。**

評価項目	内容
1. 現状の課題	生産・在庫管理、受発注管理、会計・勤怠管理、売上予測などの各システム導入の有無のほか、事業・経営上の課題についての整理状況
	AI・DX（デジタル化）の必要性や改善すべき内容・項目についての整理状況
	デジタル技術の活用における課題についての整理状況
2. 将来ビジョン	事業終了後（課題解決後）のビジョンの明確性
3. 実施体制	AI・DXに取り組む実施体制の適切性

4. 希望するコンサルティング事業者による事業内容	希望するコンサルティング事業者による事業内容の適合性
5. AI・DX推進支援モデル事業としての適合性	本事業への取り組みにより、業務の効率化や生産性の向上が見込まれるか。その内容に具体性があるか。
	市内他事業者への横展開が期待できる取組であるか。また、地域のDX推進におけるモデル事例となる可能性があるか。
	本事業における専門家等の支援が必要とされているか。

### ③ 選考結果

選考結果を申請者あて郵送で通知します。審査会終了後概ね半月後の予定です。

**※審査結果の詳細（採択・不採択の理由等）についてはお答え出来ません。**

#### (3) 交付決定等

- ① 採択となった企業は、採択通知後 15 日以内に交付申請書を提出してください。
- ② 交付申請書を審査後、交付決定通知書を送付します。なお、交付決定額は増額しません。  
また、交付決定後、事業総額が 2 割以上変更若しくは事業内容が変更（軽微な変更は除く）となる場合には、事前の承認（変更承認申請書の提出）が必要です。

#### (4) 進捗状況調査（11 月）

事業の進捗状況を確認します。

進捗状況については、訪問日まで別途指定する調査票を提出していただきます。

#### (5) 実績報告書

事業期間終了後 15 日以内に、実績報告書、収支決算書、請求書・領収書（写し）、金沢市あて請求書を提出してください。

審査後、確定通知書を郵送し、交付手続に入ります。確定通知書郵送後概ね 1 ヶ月程度でお振り込みします。

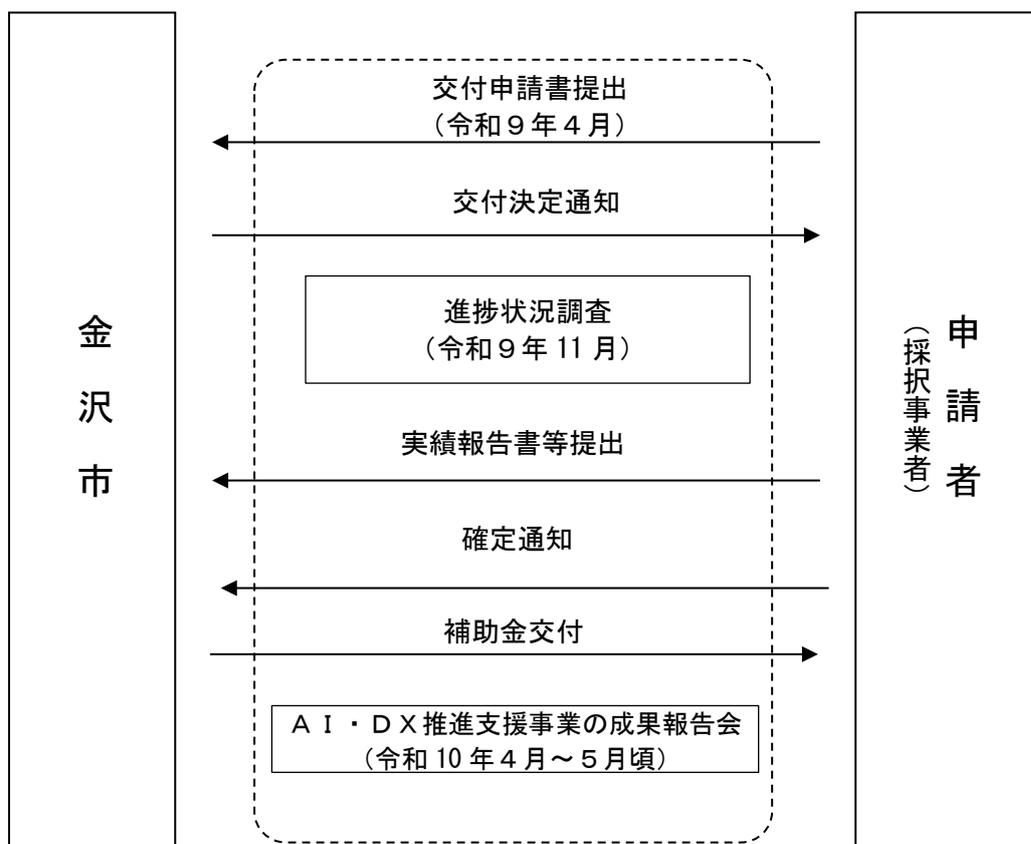
#### (6) AI・DX推進計画の本市ホームページでの掲載（令和 9 年 5 月頃）

本事業で策定した AI・DX 推進計画を本市ホームページに掲載させていただきます。

また、採択事業者のホームページでも同様に掲載させていただきます。

○参考… 【2年目】A I ・ D X導入事業にかかる募集（令和9年度より実施予定）

※「A I ・ D X推進計画策定事業」で支援を受けた事業者のみ申請可能



(1) 申請方法

以下の書類を金沢市 経済局 産業政策課あてメールで提出してください。（紙資料のものもスキャン等によりデータ化した上でメールにて送付をお願いします。）

提出先：sansei@city.kanazawa.lg.jp

- ① 交付申請書
- ② 市税滞納有無調査承諾書
- ③ システム等導入計画書（概要、成果目標、経費明細、スケジュール等）

提出データの名称について

データをメールに添付する際の名称は以下のとおりとしてください。

- ① 【株式会社〇〇】交付申請書 ※Word形式で提出してください。
- ② 【株式会社〇〇】市税滞納有無調査承諾書
- ③ 【株式会社〇〇】システム等導入計画書

(2) 交付決定等

交付申請書を審査後、交付決定通知書を送付します。なお、交付決定額は増額しません。

また、交付決定後、事業総額が2割以上変更若しくは事業内容が変更（軽微な変更は除く）となる場合には、事前の承認（変更承認申請書の提出）が必要です。

(3) 進捗状況調査（11月）

事業の進捗状況を確認します。

進捗状況については、訪問日までに別途指定する調査票を提出していただきます。

(4) 実績報告書

事業期間終了後15日以内に、実績報告書、収支決算書、請求書・領収書（写し）、金沢市あて請求書を提出してください。

審査後、確定通知書を郵送し、交付手続に入ります。確定通知書郵送後概ね1ヶ月程度でお振り込みします。

(5) 成果報告会（翌年4月～5月頃）

導入の成果を成果報告会等で発表していただきます。

## 7. その他

- (1) 採択企業名、事業名等は金沢市及び関係ホームページで公表します。
- (2) 事業終了後5年間は、補助事業により取得した機械等の財産等を保管しなければなりません。
- (3) 事業終了後、適宜、訪問及び調査をすることがありますので、ご協力をお願いします。
- (4) 申請書以外の書式については、その都度送付します。

### 【お申込み・お問い合わせ先】

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市 経済局 産業政策課

TEL 076-220-2204      FAX 076-260-7191

E-mail:sansei@city.kanazawa.lg.jp